

諸外国の警察制度

	イギリス (イングランドの例)	アメリカ	フランス	ドイツ	日本
国と地方の 役割分担	<p>〔国：内務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各警察は内務省の所管下にあるが、その直接の指揮命令下にあるわけではない。 ○ 内務省は、警察関連の立法、政策の立案、予算案の作成などの機能を担う。原則、事務官で構成。 <p>〔国：重大組織犯罪対策庁〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 2006年に国家犯罪情報庁と国家犯罪捜査庁とともに、税関等の法執行部門を統合して設置。 ◆ 薬物や密入国などに係る組織犯罪を捜査。捜査は地元警察と合同で行うことが多い。 <p>〔地方：各警察〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域単位に設置された43の警察(警察本部長)が、警察事象に対応。但し、各警察官の捜査権はイギリス全土に及ぶ。 ○ 警察官が国家公務員か、地方公務員かの区分はあいまい。一般警察官は各警察本部長による任命。 	<p>〔連邦政府：各法執行機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 憲法上、連邦政府に付与された州際商業規制、課税、郵便・郵便道路建設などの権限に基づき、それに付随するものとして警察権限を行使。 ○ FBI(連邦捜査局)のほか、DEA(薬物取締局)、ATF(アルコール・タバコ・銃器・爆発物取締局)、DHS(国土安全保障省)などの機関を設置。 <p>〔地方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 憲法上は、警察権限は原則、各州固有の権限と解される。加えて各州が州内の郡、市町村など地方自治体にも警察権限を付与。 <p>〔そのほか〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設、公共機関ごとに独自の警察組織があり、国内の法執行機関の総数は約2万弱になると言われている。 ○ 各警察・法執行機関は、それぞれ異なった管轄を有する、対等かつ独立した機関であり、原則、権限上の上下関係はない。 	<p>〔国：内務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内務大臣が国内治安の責に任ずるとともに、その傘下に次の4局(系統)の警察組織を有する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 中央司法警察局(刑事警察) ② 中央国内情報局(防諜、テロ対策) ③ 中央公共安全局(制服警官による一般的な治安維持など) ④ 中央国境警察局(出入国管理・国境警備など) ○ 地方組織はパリを除き、上記の4局が独自の組織を擁するタテ割り型。 <p>〔国：国防省→内務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家憲兵隊が軍隊内の犯罪以外に、国内の治安維持や司法警察、警備などにあたっている。 ○ 一般的な治安維持については、都市部を内務省の国家警察が、地方部を国家憲兵隊が担うとの役割分担があるが、そのほかの区分は明確ではない。 ○ 平時の指揮権は内務大臣に移されたが、身分は軍人のままで、任務によっては国防大臣の指揮を受ける。 <p>〔地方：市町村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯や交通指導など補完的な役割を担う。数名程度の組織構成。 	<p>〔連邦政府〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内務省が警察関係の連邦単位での立法、企画立案、調整などを担うほか、基本法(憲法)により、次の法執行機関をもつ。 <ol style="list-style-type: none"> ① 連邦警察(国境警備、鉄道警察、航空保安、連邦機関の警備など) ② 連邦刑事庁(情報システムの運営、情報収集・評価、国際犯罪など) ③ 連邦憲法擁護庁(極左・極右団体やイスラム原理主義者等の情報収集・分析など) <p>〔州政府〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察に係る事項は州が立法権を有すると考えられており、各州が治安維持に責任を有する最高官庁として内務省を有するとともに、法執行機関として州警察及び憲法擁護機関を有する。 ○ 連邦政府及び州間の調整を図るため、連邦内務大臣と各州内務大臣からなる内務大臣会合を開催。域外捜査などについて行政協定を締結。 	<p>〔国：警察庁〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察行政機関として警察庁が置かれ、警察制度に係る企画立案、国の公安に係る警察運営、犯罪鑑識・通信等の統制、調整などにあたる。 <p>〔地方：各都道府県警察〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法執行機関は、別系統の厚生省麻薬取締官事務所、法務省入国管理局や、警察庁の付属機関である皇宮警察を除き各都道府県警察に一元化。
国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部長等一定の幹部警察官は、内務大臣の同意に基づき、各警察管理委員会が任命。 ○ 内務大臣が、大綱的目標や実績指標を設定。業務監察を行う。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村警察の権限や装備について、法令による規定(枠づけ)等あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政協定を通じて、州警察の一部(機動隊)の組織・装備を統一。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方警務官について国家公安委員会が任免。 ○ 一定の範囲で警察庁長官の指揮監督を受ける。 ○ 組織・定員について政令基準あり。
国からの財源措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各警察管理委員会が税を徴収(広域自治体が固定資産税の一部として代理徴収)。 ○ 歳入援助交付金(RSG、一般交付金)及び特定補助金(警察補助金)による措置あり。 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 州警察の装備の一部(機動隊)を付与。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の経費について国庫支弁金、国庫補助金を支給。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察ごとに警察管理委員会を設置。 ○ 管理委員会は、警察本部長等の任命を行うほか、各地域の運営方針や予算を策定。また警察活動の年次報告を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政委員会が設置される場合や、トップ(文官)が首長により任命される場合などがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 連邦内務省及び各州内務省により監督。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察の政治的中立性の確保及び民主的運営を保障するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会を設置。(北海道警には方面公安委員会あり)

<参考> 安藤忠夫、國松孝次、佐藤英彦編『警察の進路』(2008年、東京法令出版)。財務総合政策研究所編「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(2006年)ほか。